

デイサービスセンター運営規程

(事業の目的)

第1条 この事業は、介護保険法の理念に基づき、病気や怪我などにより、家庭において寝たきりやそれに準じる状態にある者（以下「要介護者等」という。）に対して、その有する能力に応じ自立した日常生活（栄養改善及び口腔機能の向上を含む。）を営むことができるよう、通所介護、通所介護相当サービスを提供することによって、要介護者等の生活の助長、社会的孤立感の解消、心身の機能の維持向上を図るとともに、その家族の身体的、精神的な負担の軽減を図ることを目的とする。

(指定通所介護の運営の方針)

第2条 通所介護事業を、他の事業から独立して位置付け、人事・財務・物品等の管理については、管理者の責任において実施することとする。

② 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者、各保険医療機関、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス事業者などとの連携を図り、協力と理解のもとに総合的なサービスの提供に努めるものとする。

③ 緊急の事態にも柔軟に対応できる体制を整備する

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

第1. 事業所の名称 デイサービスセンター喜楽里

第2. 事業所の所在地 新潟県南魚沼市上原 110 番地 9

(職員の資格)

第4条 当事業に従事する者の資格は次のとおりとする。

第1. 生活相談員 社会福祉士又は社会福祉主事及びその任用資格

第2. 看護職員 看護師、准看護師

第3. 機能訓練指導員 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師
又は、あん摩マッサージ指圧師

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業者は管理者及び職員を次のとおり配置し、職務内容を次により定める。

1. 管理者 1人

管理者は、所属職員を指揮監督し、関係機関との連携を図り、設備や備品の衛生管理を図り、併せて緊急時の対応を行うなど、適切に事業を実施できるよう総括する。

2. 生活相談員 1人以上

ア 利用者の受け入れに関すること。

イ 利用者の介護計画に沿ったサービスの提供に関すること。

3. 看護職員 1人以上

- ア 利用者の健康チェックに関すること。
- イ 利用者の看護、保健及び衛生管理に関すること。

4. 機能訓練指導員 1人以上（看護職員兼務）

- ア 利用者の処遇計画における機能回復に関すること。

5. 介護職員 8人以上

- ア 利用者の処遇計画における各種サービス提供に関すること。
- イ 利用者の機能訓練の援助に関すること。
- ウ 利用者の介護、介助に関すること。

6. 管理栄養士 1人以上

- ア 他の職員と共同して、栄養改善サービスを行う。

7. 運転員 1人以上

- ア 利用者の送迎に関すること。
- イ 車両の維持管理に関すること。

8. 調理員 1人以上

- ア 給食調理に関すること。

（営業日及び営業時間）

第6条 営業日及び営業時間を次のとおりとする。

1. 営業日 日曜日、年末年始（12月31日から1月3日）を除く日とする。
2. 営業時間 午前8時00分から午後5時30分までとする。
3. サービス提供時間 午前9時00分から午後4時30分までとする。
4. ただし、上記による以外に希望により午前7時30分から午後6時30分まで対応する。

（実施単位及び利用定員）

第7条 実施単位及び利用定員を次のとおりとする。

1. 実施単位 1 単位
2. 利用定員 50名

（通所介護の内容）

第8条 提供する通所介護の内容は、次のとおりとする。

1. 身体介護に関すること
 - ア 食事の介護
 - イ 衣類着脱の介護
 - ウ 入浴の介護
 - エ 運動器機能向上・機能訓練に関する介護
 - オ 栄養改善サービス

- カ 口腔機能向上サービス
 - キ 排泄の介護
2. 送迎に関すること
 - ア ワゴン車などによる送迎
 3. 相談、助言に関すること
 - ア 健康管理に関する相談、助言
 - イ その他必要な相談、助言

(利用料その他の費用の額)

- 第9条 通所介護事業を提供した場合、法定代理受領サービスの場合及び法定代理受領サービスでない場合の利用料を次のとおりとする。ただし、法定代理受領サービスの場合は、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。
1. 基本利用料については、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。
 2. 食材料費については、1食当たり 700 円（税込み）とする。
 3. おむつ代については、1枚当たり実費とする。
 4. 指定通所介護等で提供されるサービスのうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適當と認められるもの
 - ア 利用者の希望により提供する日常生活に必要な身の回り品の費用 実費
 - イ 利用者の希望により提供する日常生活に必要な教養娯楽費の費用 実費
 5. 前項の（1）～（4）までに掲げる費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書を用いて説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

- 第10条 通常事業を実施する地域は次のとおりとする。
南魚沼市と南魚沼郡湯沢町

(緊急時の対応方法)

- 第11条 サービスの利用中、利用者の体調・病状に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに、契約書に添付した診断書を記載した主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医に対する連絡が困難である場合には、協力病院に連絡をとり、緊急搬送などの処置を講ずることとする。

(非常災害対策)

- 第12条 管理者は、自然災害、火災、その他の防災対策について、計画的な防災訓練と設備改善を図り、利用者の安全に対して万全を期さなければならない。
- ② 前項の実施について、少なくとも年2回以上の避難訓練を実施することとする。

(安全管理)

第 13 条 通所介護職員は、通所介護を提供している間、利用者に危険が生じないよう、安全に通所介護を提供するように努めるとともに、その管理体制を整備しなければならない。

(介護予防のための効果的な支援)

第 14 条 次の基本方針と具体的方針に基づき、通所介護相当サービスを提供する。

1. 基本方針

- ア 利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に関するサービス提供を行う。
- イ 利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行う。
- ウ 利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う。

2. 具体の方針

- ア サービス提供の開始にあたり利用者の心身状況等を把握する。
- イ 個々のサービス目標、内容、実施期間を定めた個別計画を策定する。
- ウ 個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をする。
- エ モニタリング結果を支援事業者へ報告する。

(情報の開示)

第 15 条 事業者は、行政庁が実施する「介護サービス情報公表制度」に基づき、当事業所の事業内容等に関する情報を開示する。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第 16 条 サービスの利用にあたり、利用者は次の事項に留意しなければならない。

1. サービス利用にあたり、担当職員の指示に従うこと。
2. 担当職員の指示に従わないなど、施設の秩序を乱した場合は利用を断る場合があること。
3. サービスの利用にあたり、指定の物品について持参すること。
4. サービス利用日の朝体温を計測し、その結果をサービス利用に先立って担当職員へ報告すること。
5. サービス利用日に先立って行う健康チェックの結果により、サービスの提供を見合わせる場合があること。
6. サービス利用にあたり持参した物品については、紛失しないように氏名を記載するなどして注意すること。

(虐待防止に関する事項)

第 17 条 利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

1. 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
 2. 虐待防止のための指針の整備
 3. 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 4. 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- ② 事業者は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他運営にあたっての重要事項）

第18条 事業実施にあたっては、社会的使命を充分に認識し、職員の資質向上を図るために、研究・研修の機会を設け、適切なサービスの提供が行えるよう、職員の勤務体制を整える。

- ② 職員はその業務上知り得た秘密を漏洩しない。また、職員との雇用関係が終了した場合においても、事業者の責任において、当該職員の知り得た秘密の保持を行うこととする。
- ③ 管理者は、提供した通所サービスについて利用者から苦情があったときは、迅速、適切かつ誠実に対応し、必要な措置を講ずることとする。

（書類の保存年限）

第19条 事業に関わる文書の保存年限は、みなみ魚沼農業協同組合の文書規程を準用する。

（規程の改廃）

第20条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、令和7年2月1日から実施する。